

令和5年3月29日公表

第2期島田市子ども子育て支援事業計画変更計画（抜粋）

第5章 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援 事業の量の見込みと確保の内容

(1)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

事業概要

保護者が就労などにより昼間自宅にいない家庭の子どもに生活の場と適切な遊びを提供し、子どもの健全な育成を図る事業です。

平日は、小学校の放課後の時間に預かりを実施し、春・夏・冬休み等の小学校休業日には一日預かりを実施し、家庭に代わる生活の拠点として、遊びを中心とした活動を行い、心身ともに健全に育つことを支援します。

平成27年度から、対象となる子どもの学年を小学校6年生まで拡大しています。

実施箇所

【公設】

- ・島田第一小学校区放課後児童クラブ
- ・島田第二小学校区放課後児童クラブ
- ・島田第三小学校区放課後児童クラブ
- ・島田第四小学校区第1放課後児童クラブ
- ・島田第四小学校区第2放課後児童クラブ
- ・島田第五小学校区放課後児童クラブ
- ・六合小学校区放課後児童クラブ
- ・六合東小学校区第1放課後児童クラブ
- ・六合東小学校区第2放課後児童クラブ
- ・初倉小学校放課後児童クラブ
- ・初倉南小学校放課後児童クラブ
- ・島田北部4小学校区放課後児童クラブ
- ・金谷小学校区第1放課後児童クラブ
- ・金谷小学校区第2放課後児童クラブ
- ・五和保育園放課後児童クラブゆめっこ
- ・川根小学校区放課後児童クラブ

【民設】

- ・認定こども園大津保育園放課後児童クラブ
- ・島田市六合放課後児童クラブりんご
- ・神谷城保育園放課後児童クラブ
- ・月坂保育園放課後児童クラブ
- ・放課後児童クラブひみつ基地
- ・そうさん放課後児童クラブ島田
- ・五和保育園放課後児童クラブみんなっこ

● 現状・課題 ●

○市内では公設の児童クラブが16か所、民設の児童クラブが7か所設置されています。

○利用希望者の増加に対応し、拡張工事や民間クラブ開設の推奨により総数では確保できているものの、地域によってニーズが異なりミスマッチもあります。

○指導員の確保の面においては、経験年数の浅い指導員を増員するため、質の向上については課題があります。

■利用実績の推移（各年度8月1日現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
利用者(人)	704	759	826	900	943
定員数(人)	640	690	808	921	1011

資料：子育て応援課

● 量の見込みと確保の内容 ●

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	1,102	1,074	1,050	1,130	1,103
1年生	372	343	339	409	388
2年生	305	315	291	336	339
3年生	247	242	250	216	216
4年生	127	121	118	117	107
5年生	37	39	37	45	46
6年生	14	14	15	7	7
②確保の内容(人)	1,091	1,091	1,126	1,103	1,103
過不足(②-①)(人)	▲11	17	76	▲27	0

● 提供体制と確保の考え方 ●

- 令和3年度～令和6年度にかけては、必要な提供体制を確保できる見込みです。
- 地区によつてのニーズが異なりミスマッチしている部分については、放課後児童クラブだけでなく、放課後子ども教室等と連携し、放課後の居場所づくりに努めます。
- 利用希望者の増加している地区については、学校の余裕教室、近隣の公民館や公共施設等を活用して待機児童を減らしていきます。

● 新放課後子ども総合プランへの対応 ●

① 余裕教室等の活用方策

余裕教室の活用状況等について、学校と定期的に協議を行いながら、使用計画を決定します。

学校に余裕教室が生じた場合は有効活用できるよう状況について協議を行い、学校内で放課後児童クラブを実施できるよう取り組みます。

② 連携による事業の推進体制

「島田市子ども・子育て会議」のもとに、関連する担当部局と連携し、検討・推進を行います。

③ 特別な配慮を必要とする子どもへの対応に関する方策

放課後児童クラブにおいて、特別な配慮が必要な子どもの受入れの際には、必要に応じて支援員の加配を行うことで、弾力的な受入れの継続に努めます。

④ 放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

全ての放課後児童クラブにおいて「放課後児童健全育成事業実施要綱」で定められた開所時間の延長を実施します。

特に長期休暇時の開所時間は、利用希望者のニーズに合わせて、開始時間を早める検討を行っていきます。

⑤ 放課後児童クラブの役割向上方策及び利用者・地域住民への周知方策

見守り等において、地域住民、関係機関、保護者等が一層連携を図るための仕組みづくりを推進します。

子どもにとって、最善の放課後環境を提供するため、事業内容、各クラブの概要、活動内容等の積極的な情報の発信による理解促進と、継続的な改善に努めます。